（1） 環境保全に関する基本方針

パナソニックは2050年までにグループの事業活動を通じて、現時点の全世界CO2総排出量の「約1%」にあたる3億トン以上の削減インパクトを目指すことを表明しました。
また2030年に全事業会社のCO2排出を実質ゼロとすることをコミットされ、私たちはこの発信を受けて更なる取り組みを進めています。

https://holdings.panasonic/jp/corporate/panasonic-green-impact.html

---

環境経営方針

【パナソニックグループ環境宣言】

私たち人間には宇宙万物と共存し、調和ある繁栄を実現する崇高な使命が与えられている。我が社はこの人間に与えられた使命を自覚し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、この地球がバランスのとれた健康体であり続けるために環境の維持向上に万全の配慮と不断の努力を行う。

【基本方針】

グループの環境ビジョンである「Panasonic GREEN IMPACT」のもと、当社の事業活動及び商品・サービスを通じて、"脱炭素"と"資源循環"の両輪で地球環境問題の解決に貢献します。

【行動指針】

1．事業場での活動・製品及びサービスに係る環境側面を認識し、環境パフォーマンスの継続的改善と環境汚染の予防及び、環境保護に努めます。

2．環境側面に関係する適用可能な法令・条例及び受入れを決めたその他の要求事項を順守します。

3．事業場での活動・製品及びサービスに係る環境側面のうち、次の項目を重点テーマとして取り組みます。

（1）環境課題への取り組み

- ・生産活動、商品・サービスを通じてＣＯ$_2$削減に取り組みます。
- ・循環型モノづくりの追求を通じて、資源の有効活用に取り組みます。
- ・効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めます。
- ・化学物質による人や環境への影響を減らします。
- ・生物多様性への配慮とその保全に努めます。

（2）社会との共感を通じた取り組み

- ・技術を強みに、お客様の環境価値を創出する商品・サービスを提供します。
- ・パートナー様と共に環境貢献活動を拡大します。
- ・地域社会とのコミュニケーションを深め、協力して環境課題へ取り組みます。

4．環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善を図っていきます。

パナソニック株式会社
GXセンター
所長 森本泰史

キッチン空間事業部神戸工場の環境方針は、ISO14001システムの上位組織であるくらしアプライアンス社の環境方針（上記）と同じです。

キッチンソリューションBU　神戸工場　環境保護推進組織

キッチンソリューションBU　神戸工場　環境保護推進体制



（3）2026年度の重点取組み目標・計画

キッチン空間事業部　神戸工場では、事業活動の環境負荷低減を目指し
以下の重点課題に取組みます。

●CO2の削減

＜目標＞CO2排出量を17トン以上削減します。

＜取り組み内容＞

・照明のLED化、エア漏れ改善、高効率空調への更新等で
　CO2排出量を削減します。

●資源循環の取り組み

＜目標＞廃棄物リサイクル率99．9%以上を維持します。

＜取り組み内容＞

・産業廃棄物は可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施します。

・従業員に対する廃棄物の分別管理の徹底を継続します。

●環境汚染の防止に努めます。

＜目標＞　環境関連法の順守により、環境汚染の予防に努めます。

＜取り組み内容＞

・計画に基づいた監視・測定を行い、結果を日常の取り組みにフィードバックします。

・緊急事態模擬訓練を定期的に実施します。

●環境コミニケーション

＜目標＞生物多様性の保全・地域社会への貢献・エコ活動の継続します。

＜取り組み内容＞

・工場周辺や近隣地域の清掃活動

●環境人材の育成

＜目標＞法令順守・環境課題への取組み強化のため環境人材を育成します。

＜取り組み内容＞

・環境法令研修の開催

・環境内部監査員養成研修の開催

・省エネ診断スキルアップ研修の開催

（4） 公害防止対策に係る計画（管理目標）

	目　　標
■大気汚染防止対策	◆ 「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法 第4条 第1項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」等の法令の規定を順守する。（「大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針（兵庫県指針）の対象工場及び事業場にあっては、同指針に定める「総量指導基準」等を順守する。 ◆ 別表 1 に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を順守する。
■水質汚濁防止対策	◆ 「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法 第3条 第1項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」等の法令の規定を順守する。 ◆ 別表 2 に記載する排出水の水質に係る管理目標値を順守する。 ◆ 排出規制がない有価物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。 ◆ 海域の富栄養化対策に資するため、兵庫県の定めた削減指導方針に基き、窒素及び燐の総排出量の削減に努める。 ◆ 有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努める。
■騒音防止対策	◆ 「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準を順守します。
■振動防止対策	◆ 振動規制法は非対象地区となりますが、「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準を順守しま。
■土壌汚染対策	◆ 「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」の法令の規定を順守します。 ◆ 特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努めます。 ◆ 観測井戸による定期的な水質分析を行い、汚染状況の把握並びに日常管理に努めます。
■産業廃棄物対策	◆ 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を順守し、廃棄物の適正処理を行います。 ◆ 廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進し、リサイクル率/99.9%以上を目指します。 ◆ 電子マニフェスト並びに、GPSに対応した処理委託業者の選定基準を設けます。 ◆ 廃棄物処理委託業者への立入調査を計画的に行い、リスク管理の強化を図ります。

■公害防止対策に係る運用管理は、ISO14001環境マネジメントシステム及び実施基準書類にて文章化した手順を定め日常管理を行っております。法令等の順守状況につきましては、環境保護推進委員会並びに環境内部監査にて確認します。

別表 1 兵庫県「環境の保全と創造に関する条例（ばい煙関係）」管理目標値

対象設備名	NOX濃度 [ppm]	ばいじん [g／m3N]
ガス コンプレッサー NO. 3	法令基準: 600	ー ー ー
	自主基準: 420	ー ー ー
ガス エンジン式 発電機	法令基準: 600	法令基準: 0.05
	自主基準: 420	自主基準: 0.035
ジェネリンク 吸収式 冷温水機	法令基準: 600	法令基準: 0.10
	自主基準: 420	自主基準: 0.07

※NOX測定 2回／年　　ばいじん測定 1回／5年

別表 2 排出水に係る水質管理目標値

項目			条例基準	自主基準
法令排水基準設定項目	1	水素イオン濃度(pH)	5.01～8.99	5.20～8.80
	2	生物化学的酸素要求(BOD)	2,000	1,600
	3	化学的酸素要求(COD)	2,000	1,600
	4	浮遊物質量(SS)	2,000	500
	5	ノルマルヘキサン（動植物油）	150	80
	6	ノルマルヘキサン（鉱油）	5.0	4.8
	7	ふっ素化合物	8.0	6.0
	8	窒素含有量	1,200	900
	9	燐含有量	160	120

■土壌地下水対策法に関する管理目標値

分　類	物　質　名	溶出基準 （検液1当り）	含有量基準 （土壌1kg当り）
第1種 特定有害物質 （揮発性有機化合物）	ジクロロメタン	0.02　mg以下	―
	四塩化炭素	0.002　mg以下	―
	1．2-ジクロロエタン	0.004　mg以下	―
	1．1-ジクロロエチレン	0.10　mg以下	―
	シス1-1．2-ジクロロエチレン	0.04　mg以下	―
	1．1．1-トリクロロエタン	1　mg以下	―
	1．1．2-トリクロロタン	0.006　mg以下	―
	トリクロロエチレン	0.01　mg以下	―
	テトラクロロエチレン	0.01　mg以下	―
	ベンゼン	0.01　mg以下	―
	クロロエチレン	0.002　mg以下	―
第2種 特定有害物質 （重金属）	カドミウム及びその化合物	0.003　mg以下	45 mg以下
	六価クロム化合物	0.05　mg以下	250 mg以下
	シアン化合物	ｼｱﾝが検出されない	シアン 50mg以下
	水銀及びその化合物	水銀0.0005mg以下 ｱﾙｷ水銀なし	15　mg以下
	セレン及びその化合物	0.01　mg以下	150 mg以下
	鉛及びその化合物	0.01　mg以下	150 mg以下
	砒素及びその化合物	0.01　mg以下	150 mg以下
	ふっ素及びその化合物	0.8　mg以下	4000 mg以下
	ほう素及びその化合物	1　mg以下	4000 mg以下
第3種 特定有害物質 （農薬等）	PCB	検出されない	―

【溶出基準】

　溶出基準とは、地下水経由の接取によるリスクを評価する値です。

単位は、(mg/L)を使用し、水 1L中に有害物質が溶け出している量(mg)を表しています。

【含有量基準】

　含有量基準とは、直接摂取によるリスクを評価する値です。

単位は、(mg/kg)を使用し、土 1kg中に有害物質が含まれている量(mg)を表しています。

※直接摂取とは、皮膚接触や口からの直接摂取などです。